

奈良市公報

号外第9号

平成24年 3月16日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

監査

- 住民監査請求に係る監査結果（3件）……………1
- 定期監査の実施結果……………8
- 地方自治法第199条第7項の規定による監査の実施結果……………9

公営企業

- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程……………13
- 平成24年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領……………16
- 平成24年度奈良市水道局物品購入等入札参加資格審査申請要領……………18
- 奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程……………20
- 計量業務の委託……………20
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………21

教育委員会

- 奈良市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則……………21
- 指定管理者の指定（28件）……………21

議会

- 奈良市議会傍聴規則の一部を改正する規則……………28
- 奈良市議会常任委員会傍聴規則……………28

監査

奈良市監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成23年12月16日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原俊彦
同 大坪宏通
同 井上昌弘
奈監第127号
平成23年12月12日

請求人

奈良市古市町491番地
中西信彦様

奈良市監査委員 吉田 肇

同 石原俊彦
同 大坪宏通
同 井上昌弘

住民監査請求の結果について（通知）

平成23年10月18日付けで提出のあった住民監査請求については同月24日付けで受理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

- 1 監査対象
奈良市市民活動部文化振興課
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第6項の規定により、平成23年10月31日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。
- 3 関係人の事情聴取
地方自治法第199条第8項の規定により、平成23年11月4日、市民活動部長、文化振興課長に対し事情聴取を行った。
- 4 請求の要旨（原文のとおり）

- ・平成19年から平成23年7月24日までの間
- ・職員の担当については、平成23年4月1日以後は文化振興課西崎美也子課長ほか、4月1日以前は課の名称が変わっているため判らない。
- ・奈良市旧史跡文化センターの共聴アンテナにかかる電気代は同センターが解体された時点で奈良市が支払う義務なくなってもかかわらず、地デジ対応まで不当に支払いを継続させた。
市職員が説明する、支払い義務と言われる電波障害が発生した時点から地元民との約束に関する文書関係は一切存在していない。電波障害が発生していたのであれば調査結果及び地元民との約束内容等を示した文書がなければならない。
- ・奈良市旧史跡文化センターが、解体された時点で継続して電波障害が発生しているのであれば発生原因を調査後、地元民と発生原因となっている物件等の所有者等と解決策を見出せばよいことであり市が公金を支出する必要はない。
- ・奈良市として何ら根拠のない公金の支出を、4年4ヶ月もの長きにわたり継続させ、19038円もの税を違法に支出し損害を与えさせた。
- ・現在及び当時の担当課長等が決裁をし、上司である部長等がその課長等部下を指導管理監督する立場にあるにも拘わらず黙認をする行為は同罪である。
担当職員等からの返金は、当然のことである。

その行為は、適正な公金の支出をしているふりをし、故意に支出する根拠もなしに違法行為を継続させたことについては責任重大である。

過去から馴れ合いの行政を繰り返してきているところから、「一罰百戒」と言うこともあり厳罰を望む。

5 監査対象事項

奈良市が旧奈良市史跡文化センター（以下「旧センター」という。）解体後の平成22年10月分（平成22年10月21日支払）から平成23年7月分までに支出した共聴アンテナにかかる電気料金（以下「電気料金」という。）が、不当な公金の支出にあたるかどうか。

なお、請求人は平成19年から平成23年7月までの電気料金の支出について請求対象としているが、平成22年9月分より前に支払われた電気料金については、請求日において1年以上経過していることが明らかであるため、地方自治法第242条第2項の規定により本件監査の対象外とする。

6 監査の結果

（事実関係）

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 旧センターは昭和57年に開館し、市はその影響による電波障害を解消するため、三条大路一丁目の44戸（以下「対象地域」という。）に対し、旧センターに共聴アンテナを設置し、電波障害の解消を図った。開館当時の地元住民との合意等文書は現存していない。

(2) 平成元年に奈良そごう及びそごうアネックスビル（当時）が建設され、旧センター共聴アンテナからそごうアネックスビル親機器への切り替えを行った。また、平成元年にアネックスビルに移設してからすでに20数年経過しており、設置当時の経緯を示す文書は引き継がれておらず現存しない。

(3) 市は平成16年に旧センターを閉館した。

旧センターは平成18年度中に解体されることが決まり、解体事業を進めるにあたって、同年6月から市と地元との協議が開始された。

6月25日には地元自治連合会役員会に対する説明が行われ、7月10日には市による、10月12日には市と施工業者による地元住民説明会が開かれた。

10月12日に行われた住民説明会の議事録によると、説明会では市営繕課による解体工事の概要やアスベスト飛散防止に関する説明等がなされた。特に前年の平成17年に大きな社会問題となったアスベストの健康被害の問題に住民の関心が非常に高かったこともあり、解体事業の円滑な推進を考慮し、共聴アンテナについては市が引き続き管理を行うという説明が、市文化振興課からなされた。

(4) 平成23年7月のアナログ放送終了に伴い、市は共聴アンテナの管理の終了を地元の説明し、電気料金の負担を終了した。

（監査委員の判断）

(1) 本件電気料金支出の妥当性について

旧センター解体後の本件電気料金について、市には支払義務がなくなっていると請求人は主張する。

しかし、そもそも旧センター解体時において、対象地域では事実関係(1)、(2)のとおり共聴アンテナによりテレビ放送を受信していたのであるから、旧センター解体後、代替策なしに直ちに共聴アンテナの管理を停止することはできない。

また、当時総務省が進めていた地上テレビ放送のデジタル化に伴うアナログ放送終了を見据え、電波障害の調査費用等が勘案された。

その上、解体工事に伴うアスベスト問題に地元住民の関心が非常に高かったため、地元自治会への説明や住民説明会等により、旧センター解体事業を工事に伴うアスベスト問題の地域住民の不安解消を中心に、共聴アンテナの管理も含めて事業全体としての合意形成を図る中、解体事業を円滑に進めるという公共の利益を総合的に斟酌する上において、共聴アンテナの管理の継続は必要であった。

以上のような市の主張には合理性があり、本件電気料金の支出が不当とまでは言えない。

(2) 結論

以上のことから、請求人が主張する本件電気料金の支払いに関しては、地元との合意等を示す文書等が引き継がれていない部分において不備はあるものの、関係人の事情聴取及び関係資料調査から総合的に判断すると、市が行った本件電気料金の支出は、「故意に支出する根拠もなしに違法行為を継続」させ、市に「損害を与えた」事実は認められないと判断する。

よって、本請求は理由がないものと判断し、これを棄却する。

なお、本件監査請求の事案では、事業を円滑に進めるため地元との調整に繊細な配慮が必要であることを考慮しても、公金の使途の透明性を高めるうえで必要な支出の根拠となる事項の引継ぎがなされていないために十分な説明ができなかったことなど、いくつかの点で内部統制上の問題点が認められた。監査委員は、この是正に取り組むよう、別紙のとおり市長に対し要望した。

奈 監 第 126 号
平成23年12月12日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 石 原 俊 彦
同 大 坪 宏 通
同 井 上 昌 弘

適切な内部統制について（要望）

平成23年10月18日付けで提出のあった「奈良市旧史跡文化センター解体後の共聴アンテナにかかる電気代の支出が違法であり、返還等の措置を求める」という住民監査請求

については、請求人の主張は認められないと判断した。

しかしながら、支出の根拠となる文書等が存在せず、経緯の引き継ぎがなされていないこと等により、市の負担の根拠となる具体的な内容を十分に明らかにすることができないという事実が認められた。これは説明責任を果たせず、リスク管理面において不適切であると言わざるを得ない。

このことは、市民の信頼を裏切りかねない内部統制上の問題点と考えられ、事務処理の改善に向け早急に取り組まれるよう要望する。

(平成23年12月16日揭示済)

奈良市監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成23年12月16日

奈良市監査委員 吉田 肇
 同 石原 俊彦
 同 大坪 宏通
 同 井上 昌弘
 奈監第129号
 平成23年12月12日

請求人

奈良市あやめ池南三丁目2-45-109

古川 敏昭 様

奈良市監査委員 吉田 肇
 同 石原 俊彦
 同 大坪 宏通
 同 井上 昌弘

住民監査請求の結果について（通知）

平成23年10月20日付けで提出のあった住民監査請求については、同年10月25日付けで受理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象部局

奈良市総務部保健所・教育総合センター管理課（旧総務部保健所等複合施設準備室）
奈良市保健所保健総務課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成23年10月31日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成23年11月10日、総務部長、保健所長、保健所・教育総合センター管理課長及び保健総務課長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨（原文のとおり）

平成23年10月20日付け住民監査請求書

- いつ、だれが、どのような財務会計上の行為を行ったのか。

平成22年12月13日に市長が保健所移転に伴う備品等運搬業務委託を契約したが市長の判断ミスで運搬日が変更になり平成23年2月11日に委託変更契約で当初より増額がされた。なお平成23年2月11日は祝日であり契約自体が無効でないのか。

- その行為は、どのような理由で違法または不当であるか。

市長は保健所開設の時期の判断をまちがい、ならびに、変更契約を競争入札でなく随意契約をしたことである。

- その結果、どのような損害が奈良市に生じているのか。

¥9,166,500の市民の血税が無駄に使われた。

- どのような措置を請求するのか。

仲川市長は無駄に使われた公金¥9,166,500を速やかに弁償すること。

5 監査対象事項

- 保健所移転に伴う備品等運搬業務委託契約の当初の契約に対し、増額の契約を締結したことは、違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうか。
- 再度競争入札せず変更契約をしたこと及び平成23年2月11日の祝日にその契約を締結したことが、違法な契約の締結に当たるかどうか。

6 監査の結果

（事実関係）

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

- 平成22年8月9日付けで、地元の大宮地区自治連合会（以下「地元」という。）からの奈良市長宛ての要望書「保健所等複合施設に対する要望について」が提出された時点以降の主な経過は次のとおりである。

年月日	経過事項
平成22年8月9日	地元より奈良市長宛ての要望書「保健所等複合施設に対する要望について」提出 →奈良市回答なし（年度末の予算確定時点で良いと判断）
8月中旬	要望書に対し、保健所等複合施設の関係課が数回に亘り協議
8月25日	地元会長に対し、複合施設の運営や管理に関しての決定状況の進捗について説明
9月8日	9月議会本会議での質問に対し、市長から保健所等の関連施設は2月中旬のオープン、教育センターと他の施設は4月1日オープンの予定との答弁
9月27日	地元会長から地元要望への検討状況の問い合わせに対し、調整中である旨を回答
10月18日	地元会長と、駐車場や健康増進室の運営などについて協議（以降数回に亘り地元要望への対応について協議）

11月15日	保健所等複合施設の竣工
11月26日	保健所移転に伴う備品等運搬業務 入札決定・指名通知
12月13日	入札執行 契約締結（当初契約） 一部業務着手（業務着手届有り）
12月議会	奈良市保健所・教育総合センター条例等の関連条例案を提出。（ただし施行日は、規則に委任）可決 本会議での質問に対し、市長から保健所等の各施設の役割、各施設の連携、施設の管理の担当課について答弁
平成23年 1月6日	定例記者会見において、保健所・教育総合センターのオープン及びその日時について市長より記者発表
1月7日	新聞掲載
1月9日	地元会長から奈良市長宛て「保健所等複合施設に関する抗議文」提出
1月11日	地元より口頭申し入れ事項
1月12日	奈良市から地元宛「保健所等複合施設に関する謝罪並びに要望に対する回答」提出
1月15日	地元会長や自治会長役員に対し市長・副市長より説明
2月3日	開館日の延期について市政担当記者宛報道資料発出
2月7日	保健所移転に伴う備品等運搬業務 変更契約施行起案
2月11日	変更契約締結
3月31日	委託業務完了・完了届提出 同日検収

(2) 地域との担当窓口課について、平成22年4月に保健所等複合施設準備室（以下「旧準備室」という。）が設置され、施設竣工までは、旧準備室と建設部営繕課が、竣工後は旧準備室が担当し、主に関係課の取りまとめ、地元との協議にあっていた。なお、平成23年4月から保健所・教育総合センター管理課が旧準備室の業務を引き継ぎ施設全体の管理を行うことになった。また、入札・契約等の会計事務については保健総務課が担当していた。

(3) 平成22年9月議会での市長答弁について、保健所・教育総合センター管理課は、「市長は、当初全ての施設を4月にオープンするとの意向であったが、平成22年中には施設が竣工すること、保健所の引っ越しには最低3日間必要であり、3連休である2月の11・12・13日か3月の19・20・21日の日程しかないことや保健所施設の奈良県への返還のための工事や引越し経費の面から考えれば、2月中に引っ越ししなければならないことから9月議会における答弁になった。」としている。

(4) 当初の委託契約について

平成22年11月26日保健所移転に伴う備品等運搬業務委託を、契約期間を平成23年2月13日までとし、保健所長専決によって指名競争入札の実施について決定した。平成22年12月13日入札を執行したところ、4者が応じ、株式会社ヒガシトウエンティワン（以下「受託者」という。）が8,158,500円（税込み）で落札した。その他の者はすべて予定価格を上回っていた。これにより同日付で契約を締結（以下「当初契約」という。）した。また同日付で業務着手届が提出されている。

(5) 平成23年1月6日に行われた市長の定例記者会見の報道資料において、「奈良市保健所と中央保健センターは2月14日から、奈良市教育センターは4月1日から業務を始めます。」との記載があった。

(6) 変更契約について

地元からの抗議文及び口頭申し合わせ事項に応じ、当初契約の変更契約を、平成23年2月7日付け施行起案を経て同月11日保健所長専決で締結した。委託金額を9,166,500円（税込み）の増額で、履行期間を同年3月31日までとした。

(7) 保健総務課は、当初契約を解除して新たに競争入札をせず、増額の変更契約としたことについて次のように理由を述べている。

ア 当初入札時の参加指名業者に問い合わせたが、「3月に新たな業務を請けることはできない」と言われた。

イ 当初の入札結果を踏まえ、さらに繁忙期という条件も加味すると予算内での落札の可能性は少ないと考えた。

ウ 業者の範囲を広げ一般競争入札した場合に要する期間から日程上無理である。

エ すでに業務に着手していた。

以上の点と契約解除による違約金発生を検討し、できるだけ支出負担の少ない方法を選択したとのことであった。

（監査委員の判断）

監査対象事項 (1)

保健所移転に伴う備品等運搬業務委託契約の当初の契約から増額の契約となったことは、違法若しくは不当な公金の支出に当たるとかどうかについて検討する。

事実関係(3)で述べたように、奈良県から賃貸借していた旧保健所の原状回復返還が3月末であること、移転作業には最低3日を要し2月には3連休があること、繁忙期を避ければ費用が抑えられること及び施設建物が竣工したことなどから、2月中旬オープンが適切と判断して、保健総務課としては、旧準備室が行う地元調整の進行と並行して平成22年11月26日に入札実施を決定し、同年12月13日に当初契約の入札を行った。

しかし、この当初契約は次のような問題を抱えたまま執行したものと考える。

(1) 市長を中心として保健総務課と旧準備室との連絡調

整、合議体制に不備があった。

(2) 地元との協議を担当する旧準備室が関係課相互の調整を行う責任があり、十分その役割を果たしていなかった。

(3) 市は地元調整を軽視した中で保健所の開設を進めた。しかしながら、2月移転に関する入札・契約を行うにあたっては保健所長決裁による意思決定を経て適正な事務手続きを進めたものであり、事務手続き上の不十分さは存在するものの、財務会計上の違法性は見られない。

また、8月の地元の要望に対し回答することなく、平成23年1月6日に記者発表したことは、保健所移転の最も大きな原因である。

これにより移転費用において9,166,500円の追加金額が発生したことになるが、旅行業や引越し業のように、明らかな繁忙期がある業界との請負契約の場合は、3月末という引越し需要が集中する時期に、需給関係から価格が高騰することは一般的な傾向であるため、必要な経費が発生したものである。事実関係(4)のとおり、当初入札の際に受託者以外はすべて予定価格を上回っていたこと、また、事実関係(7)のとおり、繁忙期という条件を加味すると増額となったことについては不当な金額であるとは言えない。

監査対象事項 (2)

次に、再度競争入札せず変更契約をしたことについては、違法若しくは不当な契約の締結に当たるかどうかについて検討する。

本来、履行すべき時期が変更になった時点で契約を解除し、新たな入札を行うことが原則である。予算が不足する場合には流用等も可能であったはずであり、また、当初の入札で受託者以外の入札額が予定価格を超えていたからといって、新たに入札した場合に同じ結果になるとも限らない。

しかし、保健総務課の見解にあるように、ア. 入札参加業者に問い合わせたところ、「3月に新たな業務を請けることはできない」と言われたこと、イ. 当初の入札結果を踏まえ、さらに繁忙期という条件も加味すると予算内での落札の可能性は少ないと考えたこと、ウ. 業者の範囲を広げ一般競争入札した場合に要する期間から日程上無理であること、エ. すでに業務着手届が提出されていたことなどから判断すると、新たに入札をせず変更契約を選択したことは必ずしも不当とまでは言えない。しかしながら前述のウ. に言及される日程上困難であるとの点に関しては、より積極的な動きができなかったかという疑問は残る。

ところで、契約の履行の時期を変更する場合は、当初契約を解除し新たに入札するか、当初契約を変更するかのどちらかであるが、契約を解除する場合について当初契約の契約書では次のように規定している。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、ま

たは履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。

(3) 前2号のほか、この契約に違反したとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に違反したときはこの契約を解除することができる。

※甲は奈良市、乙は受託者

本件の場合、履行時期の変更の原因は契約の当事者間のうち、受託者の責によるところは全く見受けられず、市の事情の変更によるものであることは明らかである。

このため、市が一方向的に契約解除しようとするれば契約の信義則に反することになるため、当初契約書第15条の「この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。」との規定により、まず双方の協議が必要となる。契約書の条項にない契約解除を行う場合は双方協議して合意解除契約をしたうえで、新たな入札をしなければならない。市に対し損害賠償や違約金等の請求が要求される可能性が否定できないことを考慮すれば合意解除のうえ入札しなかったことは不当とはいえない。

また、平成23年2月11日の祝日の契約について検討すると、地方自治法第234条第5項において、当該団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに記名押印して契約は確定するとなっている。同月7日に保健所長専決の施行起案により変更契約の決裁がなされ、契約書は事前に受託者により記名押印されたものが送付され当日市の押印がなされたものであり、祝日であっても契約は確定し無効とはならない。

以上のことから、本件請求には理由が無いと判断した。

しかし、本件監査請求の事案では、市長を中心とし担当部局が地元合意形成の重要性の認識、組織体制等に問題点が認められた。監査委員は、この是正に取り組むよう、別紙のとおり市長に対し要望した。

奈 監 第 128 号

平成23年12月12日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 吉 田 肇

同 石 原 俊 彦

同 大 坪 宏 通

同 井 上 昌 弘

地元合意形成の重要性の認識及び「情報と伝達」の強化について (要望)

平成23年10月20日付けで提出のあった保健所移転に伴う備品等運搬業務委託契約に関する住民監査請求については、請求人の主張は認められないと判断した。

しかしながら、以下のとおり改善すべき点が見られるため、早急に取り組まれるよう要望する。

本件監査請求に関わる「保健所移転に伴う備品等運搬業務委託契約」は、地元合意に関する確認をせずに締結した

ものと思われる。地元との合意形成については、その重要性を十分認識して対応すべきであった。

本件は、部局間の連絡調整不足を原因に生じた案件であるが、市長自身も地元住民からの要望の存在を認識しており、部局の垣根を超えてマネジメントを行うという責任者としての役割を積極的に果たしていれば、移転費用を安価のままに抑えることも可能であったのではないかと推察される。

今後このような事態を防止するために、市長自ら地元要望について一層の注意を払うとともに、内部統制の基本要素である「情報と伝達」(コミュニケーション)の強化について、さらに一層強化することを求める。

(平成23年12月16日揭示済)

奈良市監査委員告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成23年12月16日

奈良市監査委員	吉田 肇
同	石原 俊彦
同	大坪 宏通
同	井上 昌弘

奈 監 第 131 号
平成23年12月12日

請 求 人

奈良市あやめ池南三丁目2-45-109

古川 敏昭 様

奈良市監査委員	吉田 肇
同	石原 俊彦
同	大坪 宏通
同	井上 昌弘

住民監査請求の結果について(通知)

平成23年10月20日付けで提出のあった住民監査請求については、同年11月1日付けで受理し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 住民監査請求書の補正

監査委員は平成23年10月25日付けで請求人に補正を求め、同月31日に補正書の提出を受け、11月8日に補正書の訂正を受けた。

2 監査対象部局

奈良市観光経済部商工労政課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成23年11月4日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

4 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成23年11月10日、観光経済部長及び商工労政課長に対し事情聴取を行った。

5 請求の要旨(原文のとおり)

平成23年10月20日付け住民監査請求書

・いつ、だれが、どのような財務会計上の行為を行ったのか。

平成22年3月31日補助金¥600,000と平成23年3月31日補助金¥869,000を市長が財団法人 奈良県労働者福祉協議会 理事長 森本哲次(連合奈良会長)にライフサポート事業のために補助金計¥1,469,000を交付した。

・その行為は、どのような理由で違法または不当であるか。

市長は平成21年7月の市長選挙で連合奈良北和地協から強力な支援をもらって当選した。

仲川市長とのしがらみ以外なものでもないと考えます。

・その結果、どのような損害が奈良市に生じているのか。

¥1,469,000の市民の血税が無駄に使われた。

・どのような措置を請求するのか。

仲川市長は無駄に使われた公金¥1,469,000を速やかに弁償すること。

平成23年11月8日付け補正書

・違法不当な公金の支出となる具体的な内容

市長は平成21年7月の市長選挙で連合奈良北和地協から推薦をもらい政策協定したからと言って、その特定の労働団体である、「連合奈良北和地協」の事務所が設置されているライフサポートセンター奈良に対しての補助金事業は、平成21年度より継続されており、補正予算を組めた時期にも関わらず、あえて議会に分かりにくい方法である予算流用措置を行い、家賃補助として補助金¥869,000円を予算執行したことは不当である。

6 監査対象事項

提出された住民監査請求書、補正書及び証拠並びに請求人の陳述の内容から、監査委員は次の事項を監査対象とした。

・平成22年度財団法人奈良県労働者福祉協議会事業補助金(以下「本件補助金」という。)のうち、前年度に比べて増額した269,000円の支出が不当なものであるか。

なお、平成21年度の当該補助金については、請求日において、その支出から1年を経過しているため、地方自治法第242条第2項の規定により本件監査の対象外とする。

7 監査の結果

(事実関係)

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 市は、本件補助金として、869,000円を財団法人奈良県労働者福祉協議会(以下「労福協」という。)に

交付した。交付額は前年度600,000円に比べ269,000円増額している。

なお、本件補助金は、前年度に続いて、補正によらず流用によって予算化された。

- (2) 本件補助金の交付要領が定める補助対象事業は「労福協が実施するライフサポートセンターに関する事業」であり、補助対象経費は「補助対象事業の実施に必要な人件費、旅費、需要費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料」である。
- (3) 労福協は、ライフサポートセンター奈良（以下「サポートセンター」という。）を設立するに当たり、事業実施場所として、JR奈良駅前再開発第1ビルの店舗用フロア「シルキア奈良」2階に入居していた市の男女共同参画センター（以下「参画センター」という。）の会議室を長期にわたり占有する依頼を行った。これは、JR奈良駅に近接し交通の利便性が良く、市が参画センターで実施している相談事業との相互補完・相乗効果が図れるためである。市は、平成20年11月からこれを許可し、サポートセンターは同年12月に開設された。
- (4) 平成21年度に市が実施した事業仕分けにおいて、床賃料の高さなどが指摘され、市は参画センターをシルキア奈良から移転することを決めた。これに伴い、サポートセンターは平成23年2月からシルキア奈良1階に移り事業を継続している。本件補助金の対前年度増額分269,000円は、移転によって参画センター会議室使用時より増額したサポートセンターの平成23年2、3月の床賃料相当分である。
- (5) 平成23年9月7日の市議会本会議における質問で、連合奈良のホームページに掲載されている連合奈良北和地域協議会（以下「北和地協」という。）の所在地、連絡先がサポートセンターのものと同一であることが指摘された。北和地協はサポートセンター事業の運営に携わる団体の一つである。
- 市が調べたところによれば、
- ア サポートセンター所長が北和地協の事務局長を兼務しているため、利便性を考慮してサポートセンター開設時から北和地協の電話やファックスを受けられるようにし、その後ホームページ上に北和地協の所在地、連絡先として掲載した。
- イ 机や椅子を置いて北和地協が物理的にサポートセンターの一画を使用していたものではなかった。
- ウ 業務はサポートセンターについてのものが多くを占めていた。
- とのことであった。
- 指摘を受けて、市は平成23年9月14日連合奈良に是正を求め、同月16日ホームページ上の掲載の変更、サポートセンター内の北和地協の電話の廃止など是正状況を確認した。
- (6) 市は、平成23年9月の市議会で指摘を受けるまで、北和地協の事務所機能が事実関係(5)のようにサポート

センター内にあることを了知していなかった。

（監査委員の判断）

本件補助金の交付申請時に労福協が提出した書類によれば、サポートセンターは「雇用や労働条件などの労働相談をはじめ、障がい者や高齢者介護、生活相談といった、暮らしや福祉などの幅広い問題について、多様な分野のエキスパートの協力を得ながら、ワンストップ（相談者をタライ回しにしない）で対応」することを設立趣旨とする事業である。

このような事業に公益性を認め、市が補助を行うこと自体は是認できる。そして、補助対象事業の実施のためである限りにおいて、家賃を補助対象経費とすることは差し支えないと言える。ただし、予算の流用は、財務手続上認められた行為ではあるが、予算は議会の議決によりなされるものであることを強く認識し、市民から見える形での予算執行になるよう十分慎重を期すべきである。

また、平成22年度の補助金額の増額分については、参画センターがシルキア奈良から移転した時点で、当初見込んでいた相談機能の相互補完や相乗効果は無くなってしまっているが、事業そのものの意義を考慮し、利用者の利便性が高い駅至近の好立地で事業を継続させることを重視し補助を行うという判断を市がしたことが、これまでの議会での答弁などからもうかがえる。このような判断が、市の裁量を必ずしも逸脱したものとまでは言えない。しかしながら、同じく公益性をもつ参画センターがシルキア奈良から移転した経緯を踏まえれば、今後のライフサポート事業の在り方については注視する必要がある。

次に、サポートセンター内に北和地協の事務所機能があったことについて検討する。これについては、本年9月の市議会での指摘後、市はこれを不適切として是正を求めるに至っている。本件補助金はサポートセンター事業に対する補助であり、たとえ限定的であってもそれ以外の要素が含まれていたことは不適切であったと言わざるを得ない。

ここで、市の職員による財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の主旨に照らし、本件補助金の支出について、職員による不当というべき行為があったかを考察する。この点に関して、市議会での答弁や関係人への事情聴取によれば、市長を始め、本件補助金支出の専決権者である商工労政課長ら職員は、本件補助金支出の時点において事務所機能の存在を了知していなかった。補助対象の把握が十分でなかったことは事実であるが、主として書類によって行っている補助金交付の審査において、電話などの事務所機能の存在や、直接の補助金交付先ではない団体のホームページ上での記載について了知できなかったことが、払うべき注意を怠る重大な過失であったとまでは言えない。これらのことから、本件補助金の支出に係る事務において、職員による不当な行為が行われたとすることはできない。

以上のことから、本件請求には理由が無いと判断した。

しかし、本件監査請求の事案では、補助金交付の在り方において十分とは言えない点が認められた。監査委員は、この是正に取り組むよう、別紙のとおり市長に対し要望した。

奈 監 第 130 号
平成23年12月12日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 石 原 俊 彦
同 大 坪 宏 通
同 井 上 昌 弘

補助金の交付について（要望）

平成23年10月20日付けで提出のあった財団法人奈良県労働者福祉協議会事業補助金に関する住民監査請求については、請求人の主張は認められないと判断した。

しかしながら、補助金交付にあたっては、補助対象事業の実態把握に積極的に取り組まれるよう要望する。また、補助金を交付する目的を念頭に、補助金額とその有効性については今後も常に留意されたい。

(平成23年12月16日揭示済)

奈良市監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成23年12月28日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 石 原 俊 彦
同 大 坪 宏 通
同 井 上 昌 弘

奈 監 第 143 号
平成23年12月27日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市議会議長 上 原 雋 様

奈良市教育委員会委員長 小 谷 勝 彦 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 石 原 俊 彦
同 大 坪 宏 通
同 井 上 昌 弘

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民生活部 市民課 生活環境課 国保年金課
西部出張所 総務課 住民課
市民活動部
人権文化推進室 人権政策課
人権文化センター（鼓阪 佐保
古市 杏）
男女共同参画課

(教育委員会)

教育総務部 教育総務課 地域教育課
学校教育部 学校教育課 保健給食課
高等学校 一条

中学校 都南 登美ヶ丘 都跡

小学校 大宮 伏見 帯解 鶴舞 右京
二名 西大寺北

幼稚園 大宮 伏見 帯解 鶴舞 右京
二名 西大寺北

(消防局)

総務課

災害対策室 予防課

情報救急室 救急課

2 監査期間

平成23年10月24日～同年12月27日

3 監査方法

平成23年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成23年9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

市民課

ファクシミリ電話の賃貸借契約を単年度契約しているが、実態は5年間の契約であった。賃貸借の複数年契約であるので、「奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用基準」に基づき適正に事務処理されたい。

生活環境課

寺山霊苑使用料の滞納繰越分の収入未済については、今後も追跡調査を継続し、粘り強い納入指導を行うなど、収入未済の解消に向け一層の徴収努力を要望する。

国保年金課

(1) 国民健康保険料の滞納繰越分の収入未済額は多額となっている。負担の公平を期するためにも、なお一層の徴収努力を要望する。

(2) 雑入（一般被保険者第三者納付金、退職被保険者等第三者納付金、一般被保険者返納金）の滞納繰越分の収入未済については、追跡調査を行い、法に基づく対処も検討されたい。

市民活動部

人権政策課

- (1) 回収管理組合返戻金（住宅新築資金等貸付金）の債権は、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に移管されているが、今後も回収状況を継続的に注視し、必要に応じて組合に対して徴収強化を要望されたい。
- (2) 生業資金貸付金元利収入の滞納繰越分の収入未済額については、平成元年度から回収されていない。借受人及び保証人の追跡調査を進め、合理的な理由がある場合には法に基づき処分することも検討されたい。

(教育委員会)

教育総務部

教育総務課

- (1) 各校・園における草刈作業や樹木伐採の委託業務について、業務の内容や規模を合理的に整理し、競争入札の導入を検討されたい。
- (2) 教育使用料のうち、幼稚園入園料及び保育料の滞納繰越分の収入未済額は大幅に増加している。増加原因の究明とともに、滞納が長期化しないよう文書や電話による納入指導を徹底し、一層の徴収努力を要望する。
- (3) 行政財産使用料の小学校給食調理室使用料について、使用料の納期が定められていなかった。適切な納期の設定と早期の収納に努められたい。

地域教育課

国の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、補助金交付決定が8月26日になされているにもかかわらず、9月26日の市会計管理者口座への入金日で調定されていた。奈良市会計規則第11条の規定に基づき、補助金の交付決定がなされた日に調定されたい。

学校教育部

保健給食課

- (1) 日本スポーツ振興センター負担金について、幼稚園・高等学校分は5月18日に、小・中学校分は7月19日に負担金の額が確定しているにもかかわらず、幼稚園・高等学校分は7月1日、小・中学校分は11月21日付で調定されていた。奈良市会計規則第11条の規定に基づき、負担金の額が確定した日で調定し、早期の収納に努められたい。
- (2) 学校給食会運営補助金について、当該補助金の交付及び執行に関する要領が策定されていなかった。「補助金の適正な交付及び執行について」（平成20年3月10日付奈総文第14号）に基づき策定されたい。

(消防局)

救急課

ドクターカー運用委託契約について、医師の拘束時間1時間あたりの単価契約としているが、年間の予定時間数から算出した執行予定額が随意契約の限

度額を超えるにもかかわらず地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約を行っていた。単価契約であっても年間の執行予定額から判断し契約方法を決定されたい。

また、予定価格調書の作成と見積書の徴収が行われていなかった。奈良市契約規則第18条及び第18条の2に則り、これらの書類を整えられたい。

(平成23年12月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成23年12月28日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 大坪 宏通
同 井上 昌弘
奈監第144号
平成23年12月27日

奈良市長 仲川 元庸 様

奈良市議会議長 上原 雋 様

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 大坪 宏通
同 井上 昌弘

出資団体の監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

- 1 監査対象
奈良市市街地開発株式会社
- 2 監査期間
平成23年10月11日～同年12月27日
- 3 監査方法

平成22年度の出納その他の事務について、決算報告書等あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合を行う等の方法で実施した。

- 4 監査結果
事務及び事業はおおむね適正に執行されていたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

- (1) 有形固定資産の継続的な減価償却が行われていなかった。

法人税法上は任意償却となっているものの、国が定める会社計算規則及び企業会計原則などの会計上の基準から見ても不適切な会計処理と言えるため、償却可能な固定資産の減価償却は、毎年継続して規則的な償

却を行われたい。

(2) 経営分析

ア. 投資効率

事業に投資した全ての資産に対して年間何%の利益を得ることができたかを見る視点であり、「総資本経常利益率」を用いて効率的な経営がされているかどうかを判断する。一般的に5%以上が理想値とされている。

年度 総資本経常利益率=経常利益/総資本×100(%)

21 6,659,408円/355,309,092円×100=△1.87%

22 17,633,042円/341,282,696円×100=△5.17%

平成21年度より22年度は数値が低下している。この原因は経常利益が減少しているためであり、これを増加させる必要がある。そのためには、前期に比べて1,928万5,002円減少した営業収入を増加させる経営努力が必要である。

※総資本経常利益率は、売上高経常利益率(イ)と総資本回転率(ウ)に分解できる。

イ. 収益力

会社の儲ける力を測る指標として「売上高経常利益率」を見る。収益性を見るときに「売上高経常利益率」は非常に重要な数値であり一般的に5%以上は欲しい数値と言われている。

年度 売上高経常利益率=経常利益/売上高×100(%)

21 6,659,408円/234,820,925円×100=△2.84%

22 17,633,042円/215,535,923円×100=△8.18%

以上の数値から市街地開発(株)の収益力は弱いと判断できる。前述のとおり、経常利益を増加させることが肝要であり営業収入の増加を図らねばならない。

ウ. 効率性

会社の資産が効率的に有効利用されているかをチェックする視点であり、「総資本回転率」(年間に総資本の何倍売ったかを見る指標)を用いる。

年度 総資本回転率=売上高/総資本(回)

21 234,820,925円/355,309,092円=0.66回

22 215,535,923円/341,282,696円=0.63回

わずかではあるが数値が下がっており、売上高の増加が課題と言える。

エ. 健全性

支払能力や資金調達のバランスをチェックするため、「流動比率」で短期的な支払能力を、「自己資本比率」で財務状態(健全性)を見る。

年度 流動比率=流動資産/流動負債×100(%)

21 354,483,372円/35,132,322円×100=1008.99%

22 339,719,016円/39,092,423円×100= 869.01%

この指標は120~150%は欲しい数値とされているが、理想値をはるかに超える数値であるため、支払能力は十二分にあると判断されるが、事業規模に見合った流動比率にすることも今後の課題であると言える。

年度 自己資本比率=自己資本/総資本×100(%)

21 310,441,640円/355,309,092円×100=87.37%

22 292,455,143円/341,282,696円×100=85.69%

この数値は高いほど良く一般的には40%は欲しい数値と言われているが、市街地開発(株)の財務状態は健全であると判断できる。

以上の経営分析から判断すると、奈良市市街地開発株式会社の短期的な支払能力並びに財務状態は良好であるが、その反面、収益性が極めて脆弱であると言える。

平成22年度決算において奈良市市街地開発株式会社は、1,798万6,497円の純損失を計上した。これは仕様の見直し等による外注経費の削減等により、製造原価については減となったものの、それ以上に売上高が減少したことによるものである。

売上高減少の要因は、奈良市営の3つの駐車場(JR奈良駅第1駐車場及び第2駐車場、なら100年会館地下駐車場、西部会館駐車場)の市からの指定管理料が減少したことと、JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の、平成21年9月末に退去した店の空きが埋まらなかったためである。

JR奈良駅前再開発第1ビル商業床については、平成24年以降にはJR奈良駅高架下商業施設の開業等、集客の増加の要因となりうるものも控えている。このことから、収益の増加を図るため、早期の商業床の空き区画の解消に向け、全力での取り組みを期待する。そして、周辺の施設との協調も図りながら、まちのにぎわいの中心となる集客力のある施設としての魅力を増すよう努力されたい。

奈良市市街地開発株式会社は奈良市が100%出資する団体とは言うものの、営利追求を使命とする株式会社である。昨今の厳しい経済情勢の中、市からの指定管理料の増額が期待できないことを考慮すると、指定管理料以外の営業収益を獲得する努力も必要であると思料する。

(参 考)

株式会社の概要

1 設立年月日

昭和63年 5月31日

2 事業内容

奈良市営JR奈良駅第1駐車場の施設管理

奈良市営JR奈良駅第2駐車場の施設管理

なら100年会館地下駐車場の施設管理

JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理経営

近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合の業務代行

奈良市営西部会館駐車場の施設管理

損害保険代理店業務

その他調査業務

上記に関連又は付帯する業務

3 売上高

平成22年度 215,535,923円、平成21年度 234,820,925円

4 株式の状況

(1) 発行可能株式の総数 12,000株

(2) 発行済株式の総数 6,000株

(3) 当期末株主数 1名(奈良市)

5 役員数及び従業員数

取締役 4名

監査役 1名

従業員 6名
6 営業年度
毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

7 決算状況
決算状況は、次のとおりである。

比較貸借対照表

(単位：円)

借方			貸方		
【資産の部】			【負債の部】		
1. 流動資産	平成22年度末	平成21年度末	1. 流動負債	平成22年度末	平成21年度末
現金及び預金	318,248,385	333,228,688	未払金	446,000	879,000
未収入金	14,965,400	14,748,896	未払外注費	7,371,410	8,001,259
前払費用	5,298,231	5,298,788	未払費用	1,632,626	1,320,671
預け金	1,207,000	1,207,000	前受金	174,384	174,384
流動資産合計	339,719,016	354,483,372	預り金	222,430	195,764
2. 固定資産			売上預り金	28,949,073	24,264,744
(有形固定資産)	(1,119,680)	(381,720)	未払法人税等	296,500	296,500
車両運搬具	1,570,888	1,915,073	流動負債合計	39,092,423	35,132,322
什器備品	1,661,577	1,661,577	2. 固定負債		
減価償却累計額	△2,112,785	△3,194,930	預り保証金	9,735,130	9,735,130
(無形固定資産)	(394,000)	(394,000)	固定負債合計	9,735,130	9,735,130
電話加入権	394,000	394,000			
(投資その他の資産)	(50,000)	(50,000)	負債合計	48,827,553	44,867,452
保証金	50,000	50,000			
固定資産合計	1,563,680	825,720	【純資産の部】		
資産合計	341,282,696	355,309,092	1. 株主資本		
			[資本金]	[300,000,000]	[300,000,000]
			[利益剰余金]	[△7,544,857]	[10,441,640]
			(その他利益剰余金)	(△7,544,857)	(10,441,640)
			繰越利益剰余金	△7,544,857	10,441,640
			(うち当期純損失)	(17,986,497)	(6,955,908)
			株主資本合計	292,455,143	310,441,640
			純資産合計	292,455,143	310,441,640
			負債・純資産合計	341,282,696	355,309,092

比較損益計算書

(単位：円)

科目	金額	
	平成22年4月から 平成23年3月まで	平成21年4月から 平成22年3月まで
【売上高】		
売上高	215,535,923	234,820,925

【売上原価】		
当期製品製造原価	213,537,103	221,487,459
売上総利益	1,998,820	13,333,466
【販売費及び一般管理費】	20,683,725	22,323,082
営業損失	18,684,905	8,989,616
【営業外収益】		
受取利息	488,213	535,166
雑収入	563,650	1,795,042
経常損失	17,633,042	6,659,408
【特別損失】		
固定資産除去損	56,955	—
雑損失	—	—
税引前当期純損失	17,689,997	6,659,408
法人税等充当額	296,500	296,500
当期純損失	17,986,497	6,955,908

財 産 目 録

平成23年3月31日現在

科目	明細		合計
			円
(流動資産)			(339,719,016)
現 金		2,944,626	2,944,626
預 金			315,303,759
	当座預金	78,697	
	南都銀行市役所出張所		
	普通預金	203,553,863	
	南都銀行市役所出張所		
	定期預金	111,671,199	
	南都銀行市役所出張所		
未 収 入 金			14,965,400
	受託料未収分	14,965,400	
前 払 費 用			5,298,231
	自動車保険未経過分他	5,298,231	
預 け 金			1,207,000
	両替金	1,207,000	
(固定資産)			(1,563,680)
有形固定資産			1,119,680
車 両 運 搬 具	スズキアルト他	1,570,888	
什 器 備 品	応接セット他	1,661,577	
減 価 償 却 累 計 額		△2,112,785	
無形固定資産			394,000
電 話 加 入 権	電話加入料	394,000	
投資他の資産			50,000
保 証 金	契約保証金	50,000	

資 産 合 計			341,282,696
(流動負債)			(39,092,423)
未 払 金			446,000
	消費税	446,000	
未 払 外 注 費			7,371,410
	3月分外注費	7,371,410	
未 払 費 用			1,632,626
	光熱水費他	1,632,626	
前 受 金			174,384
	4月分賃料他	174,384	
預 り 金			222,430
	3月分源泉所得税他	222,430	
売 上 預 り 金			28,949,073
	テナント売上金他	28,949,073	
未 払 法 人 税 等			296,500
	当期法人事業税等	296,500	
(固定負債)			(9,735,130)
預 り 保 証 金			9,735,130
	契約保証金	9,735,130	
負 債 合 計			48,827,553
差 引 正 味 財 産			292,455,143

(平成23年12月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第10号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月21日

奈良市水道事業管理者

別表第1 (第2条関係)

福 村 圭 司

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第1条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級 別 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400

	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000			
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800			
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600			
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200			
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000			
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800			
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600			
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200			
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000			
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800			
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600			
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200			
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000			
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800			
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600			
再任職員以外の職員	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200			
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200				
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900				
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600				
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900				
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500				
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200				
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900				
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400				
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100				
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800				
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500				
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000				

74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700				
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400				
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100				
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600				
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100					
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800					
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500					
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000					
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
86	239,700	294,800	343,200	383,900						
87	240,400	295,100	343,700	384,500						
88	241,100	295,500	344,200	385,100						
89	241,900	295,800	344,600	385,800						
90	242,400	296,200	345,100	386,400						
91	242,900	296,600	345,600	387,000						
92	243,400	297,000	346,100	387,600						
93	243,700	297,100	346,300	388,300						
94		297,500	346,800							
95		297,900	347,300							
96		298,300	347,800							
97		298,500	347,900							
98		298,900	348,400							
99		299,300	348,900							
100		299,700	349,400							
101		299,900	349,700							
102		300,300	350,100							
103		300,700	350,500							
104		301,100	350,900							
105		301,300	351,400							
106		301,600	351,800							
107		302,000	352,200							
108		302,400	352,600							
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200								
115		304,600								
116		305,000								
117		305,200								
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一

部を改正する規程（平成18年奈良市水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

附則第8項第1号中「100分の99.59」を「100分の

99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附 則

この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

(平成23年12月21日揭示済)

奈良市水道局告示第44号

平成24年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成23年12月21日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

平成24年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成24・25年度において、奈良市水道局が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は基準年受付となり、平成24・25年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者（市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、追加年受付となり、平成24年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成23年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成22・23年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成22・23年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成22年4月～平成23年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

2 受付期間

平成24年2月15日（水）から同月29日（水）まで（日曜日・土曜日を除く。）

※送付分については、平成24年2月1日（水）から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室
＜問合せ先＞
奈良市水道局 業務部経理課 入札係

電話番号 0742-34-5200（代表）

5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限ります。
- (2) 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。（送付受付は平成24年2月29日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

6 送付先

〒630-8001
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局 業務部経理課 入札係

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 2年間（平成24・25年度）
- (2) 市外業者 1年間（平成24年度）

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間入札参加を留保いたします。
- (4) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- (5) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度業務部経理課に変更届を提出してください。
- (6) 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。（各項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成22年10月1日から平成23年9月30日の間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市水道局の様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）

- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
 - ⑤ 建設業許可通知書(写し)
 - ⑥ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
 - ⑦ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
 - ⑧ 納税証明書(写し)
 - ・法人 平成22・23年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分)及び固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成22・23年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ⑨ 国民健康保険料納付証明書(写し)(個人業者のみで平成22・23年度分に係るもの)
 - ⑩ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成22年4月～平成23年9月分に係るもの)
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(直近のもの)
 - ⑬ 調査票
- ※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)(写し)[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑦ 委任状(原本)(営業所等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)

- ⑩ 納税証明書(写し)
 - ・法人 平成22・23年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分)及び固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成22・23年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成22年4月～平成23年9月分に係るもの)
- ⑫ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑬ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(直近のもの)
- ⑭ 調査票

<市外業者>(市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者)

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)(写し)[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
 - ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
 - ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
 - ⑩ 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)
 - (e-tax電子納税証明書可。FD又はCDで提出)
 - ・法人 (その3)又は(その3の3)様式
 - ・個人 (その3)又は(その3の2)様式
 - ⑪ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑫ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(直近のもの)
 - ⑬ 調査票
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程による登録業者)

- 2 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
- 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局）様式）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
法人 平成22・23年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分）及び固定資産税に係るもの
個人 平成22・23年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
（e-tax電子納税証明書可。FD又はCDで提出）
法人（その3）又は（その3の3）様式
個人（その3）又は（その3の2）様式
- ⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成22・23年度分に係るもの）
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成22年4月～平成23年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑮ 調査票
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

申請書等省略

（平成23年12月21日揭示済）

奈良市水道局告示第45号

平成24年度奈良市水道局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成23年12月21日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

平成24年度奈良市水道局物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成24年度において、奈良市水道局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市水道事業管理者が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

なお、今回は追加年受付となり、対象は新規に申請される方及び平成23年2月に申請されなかった方です。

1 入札（見積り）に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成22・23年度分の市・県民税（法人市民税にあつては、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成22・23年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。（市内個人業者）
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。

2 受付期間及び時間

- (1) 受付期間
平成24年2月15日（水）から同月29日（水）まで（日曜日・土曜日を除く。）
- (2) 受付時間
午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

3 受付場所及び申請方法

- (1) 受付場所
奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室
<問合せ先>奈良市水道局業務部経理課
電話番号 0742-34-5200（代表）

(2) 申請方法

- ① 市内業者は持参受付に限ります。
- ② 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。
(送付受付は、平成24年 2月 1日(水) から同月29日(水) までの消印・受付有効とします。後日、指名競争入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)
※準市内業者とは、支店・営業所を市内に有する方です。

4 送付先

〒630-8001 奈良市法華寺町264番地 1
奈良市水道局 業務部経理課 入札係

別表第 1

提 出 書 類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書(物品購入等) (様式第 1 号)	○	○	入札参加希望種目は別表第 2 の取扱種目一覧表より 1 種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 (様式第 2 号- 1) (様式第 2 号- 2)	○	○	
3	契約実績調書・取扱種目 (様式第 3 号- 1) (様式第 3 号- 2)	○	○	過去 2 年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格(技術)者等調書 (様式第 4 号- 1) (様式第 4 号- 2)	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。 例-警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。
5	使用印鑑届 (様式第 5 号)	○	○	奈良市水道局との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (様式第 6 号)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任する場合 (注)委任事項を限定するときは、委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第 7 号)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書(原本)	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
10	納税証明書(写し可) * 市内業者(本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有	○	○	個人・法人 平成22・23年度分の市・県民税(法人市民税にあつては、入札参加資格審査申請時において

	するものを含む) ・市・県民税(法人市民税)(最近2箇年分) ・固定資産税(最近2箇年分) *市外業者(国税) 個人・・・所得税 (その3又はその3の2) 法人・・・法人税 (その3又はその3の3)			平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分)及び固定資産税 (市民税課で証明) (税務署で証明) e-tax電子納税証明書可 (FD又はCDで提出)
	納付証明書(写し可) *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料(最近2箇年分)		○	個人 平成22・23年度分の国民健康保険料(平成23年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの) (国保年金課で証明)
11	調査票 (様式第9号)	○	○	

(注) ・○印は、各業者の方が必ず提出するもの。
 ・△印は、必要な業者の方のみが提出するもの。
 ・番号9・10の書類については、複写を認めます。

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合又は提出書類が不足している場合には受付できません。
 - この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、当初1年間は入札参加を留保します。
 - 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
 - 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
 - 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
 - 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
 - 納税証明書の申請には、印鑑(法人の場合には法人印)、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続が必要です。
 - 提出していただいた指名競争入札参加資格審査申請書類は、開示請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、開示の対象となります。
- 別表第2及び様式第1号から様式第9号まで省略
(平成23年12月21日揭示済)

奈良市水道局管理規程第11号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成23年12月28日
 奈良市水道事業管理者

福村圭司

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程
 奈良市水道局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。
 附則第2項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。
 附則
 この規程は、公布の日から施行する。
 (平成23年12月28日揭示済)

奈良市水道局告示第46号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。
 平成23年12月28日
 奈良市水道事業管理者
 福村圭司
 水道メータの計量業務を委託する者
 奈良県生駒市あすか野南2丁目10-16
 株式会社 陽水
 代表取締役 神田 秀雄
 (委託期間) 平成24年1月1日～平成26年7月31日
 (委託区域) 奈良市内全域(月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町及び都祁馬場町を除く。)
 (平成23年12月28日揭示済)

奈良市水道局告示第47号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年12月28日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社北野水道工業所	代表取締役 北野肇	大阪府羽曳野市 東阪田111番地の4	平成23年 12月19日

(平成23年12月28日揭示済)

教育委員会

奈良市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

奈良市教育委員会規則第11号

奈良市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則

奈良市教科用図書選定委員会規則（平成16年奈良市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「15人以内」を「20人以内」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第25号

西部公民館学園大和分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園大和町一丁目187番地
西部公民館学園大和分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市学園大和町三丁目227番地
学園三碓地区自治連合会
会長 三木 潤子
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関すること。
- (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第26号

南部公民館精華分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高樋町640番地の1
南部公民館精華分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高樋町921番地
高樋町自治会
会長 岡田 又計
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第27号

南部公民館東九条分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東九条町318番地
南部公民館東九条分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東九条町318番地
東九条町自治会
会長 竹村 健
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第28号

南部公民館明治分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北永井町508番地の2
南部公民館明治分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北永井町508番地の2
明治地区自治連合会
会長 山口 清和
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第29号

三笠公民館大安寺西分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市四条大路南町1番22号
三笠公民館大安寺西分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市恋の窪二丁目6番8号
大安寺西地区自治連合会
会長 梅林 聰介
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 三笠公民館大安寺西分館の事業の実施に関する事。
- (2) 三笠公民館大安寺西分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 三笠公民館大安寺西分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第30号

田原公民館横田分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町336番地の1
田原公民館横田分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市茗荷町1078番地の1
田原地区自治連合会
会長 浦辻 俊一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第31号

田原公民館水間分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市水間町989番地の1
田原公民館水間分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町387番地
水間町自治会
会長 中村 雅典
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第32号

田原公民館柚ノ川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市柚ノ川町698番地
田原公民館柚ノ川分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柚ノ川町266番地の1
柚ノ川町自治会
会長 巽 茂男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館柚ノ川分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館柚ノ川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館柚ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第33号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市富雄北二丁目2番8号
富雄公民館元町分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市富雄元町一丁目23番5号
富雄公民館元町分館管理協議会
会長 俵本 徳則
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関すること。
- (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第34号

柳生公民館興ヶ原分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市興ヶ原町349番地の1
柳生公民館興ヶ原分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市興ヶ原町403番地の1
興ヶ原町自治会
会長 辻岡 宏明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第35号

柳生公民館邑地分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町451番地の4
柳生公民館邑地分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町423番地
邑地町自治会
会長 前 光
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第36号

柳生公民館丹生分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市丹生町847番地
柳生公民館丹生分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市丹生町1090番地
丹生町自治会
会長 奥 雅之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第37号

柳生公民館北野山分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北野山町724番地
柳生公民館北野山分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北野山町692番地
北野山町自治会
会長 上浦 善昭
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第38号

若草公民館佐保分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町291番地の3
若草公民館佐保分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北袋町2番地の2
若草公民館佐保分館運営委員会
委員長 島津 幸男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 若草公民館佐保分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 若草公民館佐保分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 若草公民館佐保分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第39号

興東公民館東里分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市須川町776番地
興東公民館東里分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大柳生町4254番地
東里地区自治連合会
会長 西窪 弘之
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関する事。
- (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第40号

興東公民館狭川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市下狭川町3109番地の2
興東公民館狭川分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大柳生町4254番地
狭川地区自治連合会
会長 永井 幸次
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関する事。
(2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第41号

興東公民館大平尾分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大平尾町471番地
興東公民館大平尾分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大平尾町1380番地
大平尾町自治会
会長 西久保 正弥
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関する事。
- (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第42号

春日公民館西木辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西木辻町200番地の67
春日公民館西木辻分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西木辻町200番地
八軒町自治会
会長 北岡 明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関する事。
(2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第43号

春日公民館大安寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大安寺四丁目4番34号
春日公民館大安寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大安寺四丁目4番34号
大安寺地区自治連合会
会長 北側 勇
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第44号

春日公民館済美南分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南京終町七丁目554番地の3
春日公民館済美南分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南京終町774番地の13
済美南地区自治連合会
会長 西上 裕大
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第45号

二名公民館二名分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市二名一丁目2400番地の4
二名公民館二名分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二名一丁目2400番地の4
二名地区自治協議会
会長 村田 肇
- 3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第46号

二名公民館西登美ヶ丘分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号
二名公民館西登美ヶ丘分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西登美ヶ丘八丁目8番20号
二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会
委員長 大竹 治美
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第47号

京西公民館平松分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市平松一丁目24番1号
京西公民館平松分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市平松一丁目28番2号
平松一丁目自治会
会長 森 辰己

- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第48号

伏見公民館あやめ池分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
伏見公民館あやめ池分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
あやめ池地区自治連合会
会長 跡地 信久
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

 - (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第49号

平城公民館歌姫分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市歌姫町1094番地
平城公民館歌姫分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市歌姫町1031番地
歌姫町自治会
会長 土橋 昇

- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第50号

飛鳥公民館白毫寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市白毫寺町58番地の2
飛鳥公民館白毫寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市白毫寺町91番地の3
白毫寺町連合自治会
会長 山脇 太加士
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

 - (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市教育委員会告示第51号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市佐紀町3089番地
都跡公民館佐紀分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐紀町3089番地
佐紀中町自治会
会長 藤田 正博

- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

奈良市教育委員会告示第52号

都跡公民館尼辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市教育委員会
委員長 小谷勝彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市四条大路五丁目2番44号
都跡公民館尼辻分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市四条大路五丁目2番45号
都跡地区自治連合会
会長 藤田 正博
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 都跡公民館尼辻分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 都跡公民館尼辻分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 都跡公民館尼辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

議 会

奈良市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

奈良市議会議長 上原 雋

奈良市議会規則第1号

奈良市議会傍聴規則の一部を改正する規則
奈良市議会傍聴規則（昭和49年奈良市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 携帯電話その他の電子機器に係る操作音等を鳴らさないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成23年12月26日揭示済)

奈良市議会常任委員会傍聴規則をここに公布する。
平成23年12月26日

奈良市議会議長 上原 雋

奈良市議会規則第2号

奈良市議会常任委員会傍聴規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）第19条第3項の規定に基づき、議会の常任委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

- 2 一般席の傍聴人の定員は、各委員会20人とする。ただし、各委員会の委員長が特に認めた場合は、この限りでない。

(傍聴の手續)

第3条 委員会を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。）は、委員会開会予定時刻の30分前から15分前まで（第3項に規定する場合においては、定員に達するまで）の間に所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴しようとする者の数が定員を超えた場合は、これらの者のうちから抽選の方法により傍聴人を決定し、傍聴券を交付する。

- 3 傍聴しようとする者の数が定員を超えない場合は、受付順に傍聴人とし、傍聴券を交付する。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、当該交付を受けた日に限り、一般席において委員会を傍聴することができる。

- 2 傍聴券の交付を受けた者は、委員会の傍聴を終え退場するときは、傍聴券を返還しなければならない。

(準用規定)

第5条 奈良市議会傍聴規則（昭和49年奈良市議会規則第2号）第7条から第12条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、第7条第2項、第8条第4号、第9条及び第12条中「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成23年12月26日揭示済)